

資 料

1	環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則 ・環境部所管部分抜粋）	182
2	那覇市環境基本条例	183
3	那覇市公害防止条例	187
4	那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	191
5	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例.....	199
6	那覇市ハブ対策条例	204
7	那覇市あき地管理の適正化に関する条例 ...	206
8	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に 関する条例	207
9	那覇市霊園条例	215
10	環境行政の沿革	221

1 環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則・環境部所管部分抜粋）

（環境部における課の分掌事務）

第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) ゼロエミッション(資源循環型社会をいう。)の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。
- (4) ISO14001の総括及び推進に関すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。
- (6) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。
- (7) ごみの減量化及び資源化に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (10) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (11) 排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。
- (12) 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく許可等に関すること。
- (14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく届出等に関すること。
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

2 クリーン推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物に係る収集及び指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (4) ごみ搬入道路に関すること。
- (5) ポイ捨て防止による環境美化促進に関すること。
- (6) 不法投棄防止に関すること。
- (7) 公衆便所の維持管理に関すること。

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視及び指導に関すること。
- (2) 公害の苦情処理相談及び紛争の処理に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく業務に関すること。
- (5) 霊園及び公営墓地に関すること。
- (6) 那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業に関すること。
- (7) その他環境保全に関すること。

4 環境衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 狂犬病の予防に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (3) ハブ対策に関すること。
- (4) 空き地管理に関すること。
- (5) そ族昆虫の駆除に関すること。

2 那覇市環境基本条例

(平成 16 年 3 月 29 日 条例第 4 号)

私たちの住む那覇市は、さまざまな歴史の節目を経ながら、亜熱帯気候に独自の文化を形成した琉球諸島の中心地として、自然と人々が美しく調和したまちを築いていた。

そのまちは、最大の環境破壊行為である戦争(第 2 次世界大戦)によってそのほとんどが焼き尽くされてしまったが、市民のたゆまぬ努力により困難を乗り越えて新しいまちづくりを進め、ますます発展してきた。

しかし、それは、狭い土地に都市化を進め、人口が集中するまちを形成することであった。また、市民の生活水準の向上や事業活動の拡大は、資源やエネルギーを大量に消費し、ごみを大量に排出し、急激な開発行為を進めることになった。このため、まちから緑が少なくなり、ごみの処理や川、海等の水質を回復させるために大きな努力が求められている。

さらに、私たち一人一人の生活とそれに伴う活動が環境に影響を与え、地域にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林資源の減少、酸性雨等の地球環境問題を引き起こし、生き物が生きるためになくってはならない地球そのものの存続までも脅かすに至っている。

そこで、私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民、事業者、民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していけるような循環型社会を築くために行動したいと思う。

ここに、これらを実現するために、本市の環境に関する条例や施策の基本となる那覇市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等(市民の組織する団体及び市に滞在する者等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に進め、もって現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営み、自然と調和できるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。

2 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まなければならない。

3 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

(基本原則)

第 3 条 環境の保全と創造のための施策は、市民等の参画により、予防的視点に立って、環境を優先する観点で行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念のもとに、基本原則にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の実施に当たって、各部門がお互いに緊密に連携して調整を行い、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

3 市は、自ら先頭に立って環境への負荷を少なくするように努め、環境の保全と創造に役立つ事業を実施して、その結果を公開しなければならない。

4 市は、事業者及び市民等から環境の保全と創造に関して提案、意見、要望、苦情等を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、回答するものとする。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、公害の発生を予防して市民の生活環境と自然環境に負荷を与えないように努め、公害が発生した場合は、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- 2** 事業者は、次に掲げる原則に従って物の製造、加工、販売その他の事業活動を行わなければならない。
- (1) 事業者が生産した製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって発生する環境への負荷を少なくするように努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じること。
 - (2) 環境への負荷を少なくすることに有効な原材料、サービス、再生資源等を利用するように努めること。
- 3** 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮し、市の環境基本計画との整合性を図らなければならない。
- 4** 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、市民等が行う環境の保全と創造に関する活動の支援に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第6条** 市民等は、廃棄物が発生しないようにすること、廃棄物の適正な処理、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用に努めなければならない。
- 2** 市民等は、野生動植物の生態系に配慮するとともに、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。
- 3** 市民等は、前2項に定めるもののほか、日常生活において、環境に与える影響を認識し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(基本的施策)

- 第7条** 市は、次の環境の保全と創造に関し基本となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。
 - (2) 有害化学物質による汚染の防止に努め、市民の健康と安全を守ること。
 - (3) ペット及び移入動植物等の適正な管理に関すること。
 - (4) 野生生物の生息又は生育に配慮し、生物の多様性を維持するとともに、緑地、川、海等の自然環境の保全と創造に努め、特に漫湖、末吉公園等自然環境が豊かな地域は、その区域を指定して保全すること。
 - (5) 自然と調和した安らぎのある都市空間を形成するため、屋上の緑化の推進やビオトープ(野生生物の生息空間をいう。)の設置及び公園の整備等、緑のある場所を広げるとともに、緑と水辺のネットワーク化に努めること。
 - (6) 雨水や地下水等の水資源の有効利用と節水に努めるとともに、水が地下に染み込みやすくなるような緑地の保全と施設整備に努めること。
 - (7) 地域の特性を生かした良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努めること。
 - (8) 環境教育や学習に利用できる人と自然がふれあう施設の整備を図ること。
 - (9) 廃棄物の発生が少なくなるようにすることと適正な処理及び廃棄物処理施設等の環境への負荷を少なくすることに役立つ施設の整備を推進すること。
 - (10) 資源の循環、流通システム、企業の動向及び支援等を総合的に調査研究するとともに、市民生活との関係を検討して、ゼロエミッションの実現に向けて必要な措置を講じること。
 - (11) 資源の有効利用に努めるとともに、環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用を促進すること。

- (12) 地元産業の生産活動を推奨し、地元産品の利用の促進を図ること。
- (13) エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電及び風力発電等の自然エネルギーの利用の促進について必要な措置を講じること。
- (14) 環境への負荷を少なくする観点から、交通システムの改善及び都市計画を進めること。
- (15) これまでの伝統を尊重しながらも、生活様式を見直し、環境への負荷を少なくすることに役立つ社会制度や文化の創造に努めること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し必要な措置を講じること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるように努めるとともに、那覇市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造の手法

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民等が良好な環境を保全し、又は創造するための行為を促進する必要があるときは、適正な補助金の支給その他の措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷を少なくするために特に必要があるときは、事業者又は市民等に適正な費用等の負担を求める措置を講じることができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者及び市民等の活動の促進)

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するとともに、三者間の良好な協力関係を築くことに努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に係る活動において著しい功績があった団体及び個人を表彰するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民等が環境の保全と創造について理解を深め、適切な環境教育が受けられるように、学習の機会の提供、人材の育成、広報活動その他必要な措置を講じなければならない。

(環境推進員)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、環境推進員を置くことができる。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民に情報を提供するものとする。

(検査体制の整備等)

第 17 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために、状況を把握するための検査や測定を行い、特に必要がある場合は監視する等の体制の整備等を図るとともに、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第 18 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力を努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全と創造

(地球環境の保全と創造の推進)

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護等の地球環境の保全と創造に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際交流及び国際協力の推進)

第 20 条 市は、地球環境の保全と創造に関する情報交換及び調査研究等の推進を図るため、国際交流及び国際協力を努めるものとする。

第 5 章 環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) その他環境の保全と創造に関すること。

(委任)

第 23 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

第 24 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市公害防止条例(昭和 62 年那覇市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

付 則 (平成 19 年 12 月 28 日条例第 49 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例(平成 7 年那覇市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

3 那覇市公害防止条例

(昭和62年7月11日 条例第21号)

那覇市公害防止条例(1972年那覇市条例第1号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止と環境保全の重要性にかんがみ、公害の防止のための基本的施策と規制に関する必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的处理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (3) 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号イに規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
- (4) 排水 指定工場等から公共用水域に排出される水をいう。
- (5) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音、振動、悪臭、粉じん又は排水（以下「騒音等」という。）を発生する施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (6) 指定工場等 指定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (7) 規制基準 指定工場等から発生する騒音等の大きさ又は濃度についての許容限度及び指定施設に係る設備、構造、使用又は管理に関する基準で、規則で定めるものをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

(公害防止協定の締結)

第6条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、事業者と公害防止協定を締結するように努めなければならない。

(地域開発等における公害の防止)

第7条 市長は、土地の利用、都市施設の整備、市街地の再開発その他地域の整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮しなければならない。

(公害の状況の公表)

第8条 市長は、公害防止の立場から調査した結果明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

(知識の普及等)

第9条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

(苦情の処理体制の整備)

第10条 市長は、公害に関する苦情の処理体制を整備し、市民からの公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

第3章 指定工場等の公害に関する規制

(規制基準の遵守義務)

第11条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、指定工場等を設置している者が当該指定工場等において、前条の規定に違反して騒音等を発生させることにより、当該指定工場等の周辺の住民の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善、指定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は指定施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

(経過処置)

第14条 前2条の規定は、一の施設が指定施設となった際現に工場又は事業場にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、その施設が指定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該工場又は事業場に既にその施設と公害の種類を同じくする指定施設が設置されていた場合は、この限りでない。

(承継)

第15条 指定工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者又は指定工場等の相続若しくは合併により相続した者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該指定工場等を設置している者の地位を承継する。

(事故時の措置)

第16条 工場又は事業場を設置している者は、故障、破損その他の事故の発生により当該工場又は事業場から騒音等が発生したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに速やかに事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の住民の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべ

きことを命ずることができる。

(措置の届出)

第17条 第12条の規定による勧告又は第13条第1項若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 指定工場等以外の公害に関する規制

(雑排水による汚染防止義務)

第18条 何人も、厨房、洗濯、入浴等から発生する雑排水を公共用水域に排出するときは、規則で定める措置を講じ、公共用水域を汚染しないよう努めなければならない。

(建設工事に係る遵守事項)

第19条 建設工事を行う者は、その建設工事による公害を防止するため、規則で定める作業の方法等を遵守しなければならない。

(露天焼却行為の制限)

第20条 何人も、みだりに、廃材、ゴムその他の燃焼の際ばい煙又は悪臭を発生する物を屋外で焼却する行為をし、又はさせてはならない。ただし、周囲の状況から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(拡声機の使用制限)

第21条 何人も、商業宣伝を目的に拡声機を使用するときは、その使用の時間及び方法並びに音量等に関して、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、祭礼その他の地域の慣習となっている行事で規則で定める場合及び学校、病院その他の静穏の保持を必要とする区域で規則で定める区域については、適用しない。

(行為の停止等の勧告及び命令)

第22条 市長は、前3条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 削除

第23条から第25条まで 削除

第6章 雑則

(規制の定めがない公害の措置)

第26条 市長は、この条例に規定するもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害を発生させ、又は発生させるおそれのある者に対し、公害の防止のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場を設置している者又は建設工事を行う者に対し、施設又は作業現場の状況その他必要な事項に関し、期限を定めて報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に工場、事業場又は建設現場に立ち入り、指定施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

- 1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号の指定施設であって第2条第1項第5号の指定施設に該当するものを設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）については、第14条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中に相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。
- 4 旧条例に基づき設置された那覇市公害対策審議会及びその委員は、この条例に規定する那覇市公害対策審議会及びその委員として、同一性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成9年12月26日条例第38号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成11年12月28日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則（平成16年3月29日条例第4号抄）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年7月27日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）

（昭和62年9月1日 規則第31号）

那覇市公害防止条例施行規則(昭和47年那覇市規則第38号)の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市公害防止条例（昭和62年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（指定施設）

第3条 条例第2条第1項第5号の規則で定める指定施設は、別表第1に定めるとおりとする。

（規制基準）

第4条 条例第2条第1項第7号の規則で定める規制基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（雑排水による汚染防止の措置）

第5条 条例第18条の規則で定める措置は、別表第3に定めるとおりとする。

（建設工事に係る遵守事項）

第6条 条例第19条の規則で定める作業の方法等は、別表第4に定めるとおりとする。

（拡声機の使用制限）

第7条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、別表第5に定めるとおりとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める場合は、祭礼、盆踊りその他の地域の慣習となっている行事に際し、拡声機を使用する場合であって、周辺の住民の生活環境を損なうおそれがないときとする。

3 条例第21条第2項の規則で定める静穏の保持を必要とする区域は、別表第2の1騒音に係る規制基準の備考2各号に掲げる施設の敷地境界線から50メートル以内の区域とする。

（公害苦情相談員）

第8条 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条第2項の規定に基づき、環境保全課に公害苦情相談員を置く。

（様式）

第9条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

根拠条項	文書名	様式
条例第12条	公害防止改善勧告書	第1号様式
条例第13条第1項	公害防止改善命令書	第2号様式
条例第16条第2項	事故時の措置命令書	第3号様式
条例第17条	公害防止措置届出書	第4号様式
条例第22条第1項	公害防止改善勧告書	第5号様式
条例第22条第2項	公害防止改善命令書	第6号様式
条例第26条	公害防止改善勧告書	第7号様式
条例第28号第2項	身分証明書	第8号様式

付 則

1 この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

2 那覇市公害対策審議会規則（1972年那覇市規則第14号）は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に騒音に係る指定工場等を設置している者のうち、改正前の那覇市公害防止条例施行規則別表第4の適用を受けていたもので、地域の区分の変更により適用される規制基準が厳しくなったものについては、条例第12条及び第13条の規定は、この規則の施行の日から6月は、適用しない。

付 則（平成10年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年3月29日規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 騒音に係る指定施設

1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット未満のもの) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの) (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの) (4) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの)
2	圧縮機(冷凍機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
4	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く。)であって、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満のもの (2) アスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム未満のもの)
6	木材加工機械 (1) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (2) 帯のこ盤及び丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (3) かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
7	石材加工機械 (1) 切断機 (2) 研磨機
8	集じん機
9	クーリングタワー(送風機を有するものを除く。)
10	走行クレーン (1) 天井走行クレーン (2) 門型走行クレーン
11	ボイラー
12	バーナー
13	製鋼用電気炉
14	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(原動機の定格出力が0.75キロワット以上の定置式のものに限る。)

2 悪臭に係る指定施設

1	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(ふん尿を処理する施設を含む。)であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設 (2) 牛房施設 (3) 馬房施設 (4) 鶏舎施設
2	塗装の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設
3	飲食店営業又は旅館業の用に供する ^{ちゅう} 厨房施設
4	廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの (1) 焼却施設又は焼却設備 (2) 乾燥施設又は乾燥設備
5	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 発酵施設 (5) 排水処理施設
6	調味料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 濃縮施設 (4) 精製施設 (5) 抽出施設 (6) ろ過施設 (7) 混合施設
7	パン・菓子製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 焼窯施設 (2) ^{ばい} 焙焼施設
8	酒類製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 発酵施設 (4) 蒸留施設
9	コーヒー製造業の用に供する ^{ばい} 焙煎施設
10	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 乾燥施設 (3) 調和加香施設

	(4) 調湿施設
11	木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 湯煮施設(煮蒸施設を含む。) (2) 乾燥施設 (3) はり合せ施設
12	鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 金属溶解炉 (2) 金属加熱炉 (3) 鍛造施設 (4) 鋳造型造施設
13	洗濯業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 洗浄施設 (2) 乾燥施設
14	複写業の用に供するガス現像式ジアゾ複写機
15	と畜場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
16	燃料の製造、供給又は販売の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) ガス発生施設 (3) 充填施設 (4) 給油施設
17	燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の用に供するボイラー
18	紙製品の製造の用に供する蒸解施設
19	動植物油の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設
20	し尿処理施設(浄化槽を除く。)
21	下水道終末処理場
22	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設

3 粉じんに係る指定施設

1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が300平方メートル未満のもの)
2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
5	木材又はコンクリートの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であつ

	て、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	木材又はコンクリートの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉碎施設及びふるい(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
9	研摩施設(密閉式のものを除く。)
10	製材施設
11	切断施設
12	研削施設
13	貯蔵施設
14	乾燥施設
15	原動機を使用する吹付塗装施設

4 排水に係る指定施設

1	手洗式車両洗浄施設(1日当たりの平均的な排水の量が5立方メートル以上のもの)
2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの)

備考 沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第6条に規定する汚水等排出施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

別表第2(第4条関係)

1 騒音に係る規制基準

地域の区分	時間の区分		
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- この表において第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められた地区をいう。
- この表に掲げる地域の区分のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く

地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベル減じた値とする。ただし、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域の午後9時から翌日の午前6時までについては、この限りでない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院及び保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 3 地域の区分の変更により規制基準が厳しくなる区域に指定工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)については、条例第12条及び第13条の規定は、地域の区分の変更の日から1年間は、適用しない。
- 4 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定地点は、原則として指定工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2 悪臭に係る規制基準

悪臭の規制基準は、指定工場等において発生する悪臭を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- (2) 建物の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう清掃を徹底し、消臭剤の散布を行う等適正に管理すること。
- (3) 指定工場等において発生する汚水、汚物等は悪臭が発生しないよう貯留槽の設置等を行い適正に管理すること。
- (4) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納するとともに建物内に保管すること。
- (5) 悪臭を発生する作業は、屋外では行わないこと。
- (6) 悪臭を著しく発生する施設には、脱臭装置を設置すること。
- (7) (1)から(6)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

3 粉じんに係る規制基準

粉じんの規制基準は、指定工場等において発生し、又は飛散する粉じんを防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 指定施設は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。

- (2) 指定施設は、散水設備によって散水が行われていること。
- (3) 指定施設は、防じんカバーで覆われていること。
- (4) 指定施設は、フード及び集じん機が設置されていること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

4 排水に係る規制基準

畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指定工場等に係る排水の水質の汚濁を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出する場合は、畜舎内又は処理施設でふんの大部分を除去すること。
- (2) ふん尿及びその汚水を貯留する施設は、^{いつ}溢流、漏水等のないような適切な規模及び構造とすること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第3(第5条関係)

雑排水の排出に係る汚染防止措置

- 1 ^{ちゅう}厨房で生ずる調理くず、食べ残し等の不用物、油脂等を除去すること。
- 2 排出口における固形物を除去すること。
- 3 合成洗剤等の使用を自粛し、石けんを積極的に使用すること。
- 4 簡易処理槽を設置し、適正に維持管理すること。
- 5 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第4(第6条関係)

建設工事に係る遵守事項

- 1 建設工事の着工に際し、周辺住民に対し、作業内容を十分に説明すること。
- 2 作業の時間は、周辺の状況に応じて考慮すること。
- 3 建設工事によるばい煙及び粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の防止のため養生シート等を設置すること。
- 4 建設工事による騒音、振動及びばい煙を防止するため工法及び機種を選定、機械の設置場所の選定等を考慮すること。
- 5 建設工事による汚水は、直接公共用水域に排出しないよう沈殿池又はろ過装置の設置等適切な処置を講ずること。
- 6 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第5(第7条関係)

拡声機の使用方法に係る遵守事項

- 1 移動しながら拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 同一場所における使用時間は、10分を超えないこと。
 - (3) 拡声機から発生する音量は、周辺の生活環境を損なわない程度とすること。
- 2 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 使用時間は、1回20分以内とし、次の使用までに10分以上の間隔をおくこと。

- (3) 設置場所は、地上7メートル以下とすること。
- (4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
- (5) 拡声機から発生する音量は、次の表に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。

地域の区分	時間の区分	
	午前9時から 午後7時まで	午後7時から 午後8時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	55デシベル	50デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の区分を除く第1種住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、臨港地区の区分を除く商業地域及び準工業地域	70デシベル	65デシベル
工業地域	75デシベル	70デシベル

備考 測定地点は、次に掲げる地点の高さ1.2メートルの地点とする。

- 1 音源直下の地点から5メートル以内に人の居住する建物がある場合は、当該建物の敷地境界線上
- 2 音源直下の地点からその音源の敷地境界線までの距離が5メートルを超える場合は、当該敷地境界線上
- 3 その他の場合は、音源直下の地点から5メートル離れた地点

5 那覇市動物の愛護及び管理に関する条例

(令和3年3月26日 条例第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、並びに動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和し、及び共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (4) 適正飼養 動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにすることをいう。
- (5) 係留 丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、その行動を制御すること又は柵、おりその他の障壁を設けて、逸走を防止することをいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上で、それぞれの責務を果たしていくとともに、互いに密接に連携を図りながら、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践することを基本理念として、その実現が推進されるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、及び実施することに努めなければならない。

2 市は、広報その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物の愛護及び管理についての理解を深めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物の習性、生理、生態等を理解すること及び適正飼養をすることに努めるとともに、その動物について、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 終生飼養(命を終えるまで適正飼養をすることをいう。次項において同じ。)をすること。
 - (2) 繁殖して自ら適正飼養をすることが困難となるおそれがあると認められる場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 動物に起因する感染症に関する正しい知識を持ち、感染を予防するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 迷子札、マイクロチップ等の装着その他動物が自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするために必要な措置を講ずること。
 - (5) 災害等が発生した場合に備え、市長が定める措置を講ずること。
- 2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、動物の習性、生理、生態等を理解するとともに、

飼養の目的、環境等を考慮し、及び終生飼養ができる動物を選ぶよう努めなければならない。

第2章 動物の適正飼育等

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 疾病の予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は適切な措置を講ずること。
- (3) 飼養場所の汚物及び汚水を適正に処理し、常に清潔に保つこと。
- (4) 道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び建物(以下「公共の場所等」という。)を損傷し、又は不潔にしないこと。
- (5) 異常な鳴き声、飛散する毛、羽毛、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 逸走を防止する対策を講ずるとともに、逸走が発生した場合は、自らの責任において速やかに捜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、その飼い犬について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、飼い主以外の者に接触しないよう、常に係留しておくこと。
 - ア 警察犬、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。第21条第2号において同じ。)等をその目的のために使用する場合
 - イ 制御できる者が、訓練又は運動を目的とする施設で訓練又は運動をさせる場合
 - ウ 綱、鎖等を保持することによりその行動を制御した状態で移動、訓練又は運動をさせる場合
 - エ 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合
 - オ 生後91日未満の犬であり、係留していない状態で制御できる場合
- (2) その種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (3) その種類、年齢その他特性に応じたしつけを行うこと。
- (4) 公共の場所等にふんをしたときは、直ちに当該ふんを持ち帰ること。
- (5) 飼養又は保管をしている場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定めるところにより、飼養又は保管をしている旨を掲示すること。

(猫の飼育等)

第9条 猫の飼い主は、その所有し、又は占有する猫について、屋内で飼養するよう努めなければならない。

- 2 所有者が判明しない猫に対し継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようにすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。

(飼い主等に対する指導及び助言)

第10条 市長は、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命等に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

- 2 市長は、第6条第1項第2号に規定する繁殖を防止するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。
- 3 市長は、第6条第1項第3号に規定する感染を予防するための措置について、飼い主に対し、必要

な指導又は助言をするものとする。

- 4 市長は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

第3章 動物の収容等

(犬の収容)

第11条 市長は、第8条第1号の規定に違反して係留されていない犬があると認めるときは、これを収容することができる。

- 2 市長は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合で、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、職員をしてその場所(人の居住する建物を除く。)に立ち入らせることができる。ただし、当該土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、その限りでない。
- 3 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 何人も、第1項の規定による犬の収容のために設置した器具を移動し、又は破損してはならない。

(犬又は猫の引取り)

第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。次項において「省令」という。)第21条の2第7号に規定する犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。

- 2 省令第21条の3第2号に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。
- 3 市長は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により犬又は猫を引き取るときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、並びにこれを引き取るために必要な指示をすることができる。

(負傷した犬、猫等の措置)

第13条 市長は、公共の場所等において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により犬、猫等を収容したときは、その状態等に応じた必要な処置を講ずるものとする。

(公示等)

第14条 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び前条第1項の規定により所有者の判明しない犬、猫等の収容又は引取り(以下「収容等」という。)をしたときは、当該犬、猫等の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を5日間公示するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する犬、猫等の所有者が判明したときは、その所有者に対し、判明した日から2日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 犬、猫等の所有者は、第1項に規定する公示がされた場合にあつては当該公示の期間が満了する日の翌日、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した日の翌日までに、その犬、猫等を引き取らなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する公示期間が満了した日から2日以内(第2項の規定による通知を行った場合にあつては、当該通知が到達した日から2日以内)にその犬、猫等を引き取る者がいないときは、当該犬、猫等を処分することができる。ただし、当該犬、猫等の所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があつたときは、その期間が経過するまでの間は、この限りでない。

(譲渡)

第 15 条 市長は、法第 35 条第 1 項本文の規定により引取りをした犬及び猫並びに前条第 4 項本文の規定により処分することができる犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正飼養ができると認めるものに譲渡することができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第 16 条 犬又は猫の飼い主は、その所有し、又は占有する犬又は猫がみだりに繁殖してこれに適正飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

第 4 章 緊急時の措置等

(事故発生時の措置)

第 17 条 犬の飼い主は、その飼い犬が人の生命等を侵害したときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、被害を与えた日から起算して 10 日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼い犬が人をかんだときは、直ちに、当該犬に狂犬病の疑いがあるかどうかについての獣医師の検診を受けなければならない。

(措置命令)

第 18 条 市長は、第 8 条第 1 号の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命等を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第 8 条第 1 号の規定に違反している犬の飼い主に対しては、飼い主以外の者に接触しないよう、当該犬を係留すること。
- (2) 犬に口輪を装着すること。
- (3) その他犬による人の生命等に対する侵害を防止するため必要な措置をとること。

(立入調査等)

第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から当該動物の飼養の状況、保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に当該動物の飼養若しくは保管をしている土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入らせ、及び当該動物の飼養の状況等に関し調査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼い主その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 5 章 雑則

(手数料)

第 20 条 法第 35 条第 1 項本文の規定による引取りを求める所有者は、当該引取りが行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 生後 91 日未満の犬 1 頭につき 500 円
- (2) 生後 91 日以上
ア 体重 30 キログラム未満 1 頭につき 2,500 円
イ 体重 30 キログラム以上 1 頭につき 3,500 円
- (3) 生後 91 日未満の猫 1 匹につき 500 円
- (4) 生後 91 日以上 1 匹につき 2,500 円

2 法第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項本文及び第 36 条第 2 項並びに第 11 条第 1 項及び第

13 条第 1 項の規定による収容等をされた犬、猫等の返還を求める飼い主は、当該返還が行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 返還に要する手数料 1 頭又は 1 匹につき 4,000 円
- (2) 飼養及び管理に関する手数料 1 頭又は 1 匹につき 1 日当たり 350 円

3 納付された手数料は、還付しないものとする。

(手数料の免除)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

- (1) 官公署から事務上の必要により請求があった場合
- (2) 身体障害者補助犬に係る請求があった場合
- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(動物愛護管理員)

第 22 条 法第 37 条の 3 第 1 項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員に関し必要な事項は、市長が定める。

(動物愛護推進員)

第 23 条 市長は、犬、猫等の動物の愛護、適正飼養等の推進について熱意及び識見を有する者のうちから、法第 38 条第 1 項の動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第 38 条第 2 項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正飼養に関する助言をすること。
- (2) 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 25 条 第 18 条の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 17 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 19 条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(那覇市飼い犬条例の廃止)

2 那覇市飼い犬条例(昭和 49 年那覇市条例第 1 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の那覇市飼い犬条例(次項において「旧条例」という。)第 8 条第 1 項の規定により捕獲されている犬は、第 11 条第 1 項の規定により収容されている犬とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(那覇市手数料条例の一部改正)

6 那覇市手数料条例(平成 24 年那覇市条例第 71 条)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

6 那覇市ハブ対策条例

(昭和55年4月1日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、もって市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ハブ 琉球列島に生息する有毒蛇類ハブをいう。
- (2) ハブ咬症 ハブの咬牙により射出された毒成分によって起きる肉体的病変をいう。
- (3) 不適當構造物 岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物であつて、直径2センチメートル以上の裂孔を有し、ハブの生息に適する空間を有すると認められるものをいう。

(生活環境の整備義務)

第3条 市民は、ハブが繁殖、徘徊しないように生活環境を整備しなければならない。

2 市内に存する土地、建築等の所有者又は占有者は、それらが不適當構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。

(発見等の届出)

第4条 ハブを発見し、捕獲し、若しくは捕殺した者又はハブ咬症を受けた者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(ハブによる被害の防止)

第5条 市長は、前条の規定による届出に係る場所その他のハブが生息する蓋然性が高いと認める場所において、ハブによる被害を防止するための適当な措置をとらなければならない。

(治療費の支給)

第6条 ハブ咬症のため医師の治療を受けた者に対し、規則で定める金額の範囲内において、当該治療に要した医療費の一部負担金に相当する金額を支給する。

(補修材料の支給)

第7条 市内に在する不適當構造物の所有者又は占有者が当該不適當構造物を補修しようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を支給することができる。

(ハブ駆除)

第8条 市長は、ハブによる被害を防止するため必要があると認める場合においては、一定の区域及び期間を定めて、捕獲装置等の使用によりハブ駆除を行うことができる。

2 市長は、前項のハブ駆除を行う場合には、あらかじめその区域内の市民に当該期間中飼い犬、飼い猫、家畜等の係留又は移動を命ずることができる。

3 市長は、捕獲装置等を使用するときは、あらかじめ当該区域の市民に周知させ、事故防止に努めなければならない。

(勧告)

第9条 市長は、不適當構造物の所有者又は占有者に対して必要があると認めるときは、ハブの生息に適しない状態に補修又は整備するように勧告することができる。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市職員にハブの出没する地域その他関連する場所に立入調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、交布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第11条、第12条及び第14条の規定は、昭和55年7月1日から施行する。
- 2 第5条の規定の施行の際現にハブ飼育者等である者に対する同条の規定の適用については、同条中「ハブ飼育者等となった日から30日以内」は「第5条の規定の施行の日から30日以内」とする。

付 則 (平成4年4月1日条例第17号)

この条例は、交布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 那覇市あき地管理の適正化に関する条例

(昭和51年4月12日 条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災又は犯罪の発生を予防し、かつ、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) あき地 住宅地域に所在する土地で、現にあき地の管理者が使用していないものをいう。
- (2) あき地の管理者 あき地の管理についての権原を有する者をいう。
- (3) 不良の状態 雑草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地が不良の状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(指導または勧告)

第4条 市長は、あき地が不良の状態にあると認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な指導または勧告をすることができる。

(措置命令)

第5条 市長は、前条に定める勧告を受け、なお履行しないときは、期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去することについて、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによりこれを行うものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、条例実施のために必要があると認めるときは、市職員をして、当該あき地に立入って調査させ、また関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

8 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

(平成5年4月1日 条例第15号)

那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年那覇市条例第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、事業者、市民及び本市が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難一般廃棄物 法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する一般廃棄物及び本市において適正処理が困難な一般廃棄物で規則で定めるものをいう。
- (4) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物の減量化 廃棄物の排出抑制、自己処理、再使用及び再生利用により廃棄物を量的に減らすことをいう。
- (6) 資源化 物の再使用、再生利用及び有効利用をいう。
- (7) 資源化物 物の再使用、再生利用及び有効利用を目的として法第6条第1項の規定により本市が定めた一般廃棄物処理計画における缶、びん、ペットボトル、紙、布及び草木をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の自己処理等廃棄物の減量化に努めるとともに、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、この条例に定める目的を達成するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化の推進及び適正処理を図らなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

第6条から第8条まで 削除

(事業者による廃棄物の減量化の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めなければならない。

(事業者による製品等の資源化の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の資源化の容易性について

てあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の資源化の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の資源化を促進しなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の資源化を促進しなければならない。

(市民による廃棄物の減量化の推進)

第12条 市民は、商品の購入に際して、その商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の資源化に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(地域団体等の資源化活動への参加等)

第13条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、資源化に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量化の推進)

第14条 市長は、廃棄物の分別収集、関係施設の整備等により、資源化の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(市長の市民等に対する支援)

第15条 市長は、廃棄物の減量化の推進に関し市民、事業者及び地域団体等の自主的な活動に対し、情報等の提供その他必要な支援を行わなければならない。

(市長の資源回収業者等への協力要請等)

第16条 市長は、廃棄物の減量化を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第17条 市長は、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を規則の定めるところにより告示しなければならない。その計画に著しい変更があった場合も同様とする。

(事業者が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第19条 事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

(1) 分別(前条第1項に基づく一般廃棄物処理実施計画に定める分別をいう。以下同じ。)が行われていない一般廃棄物

(2) 適正処理困難一般廃棄物

(3) 特別管理一般廃棄物

(4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)により又は事業者自ら適正に処理しなければならない。

(市民が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第20条 市民は、次に掲げる一般廃棄物を、本市若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (1) 分別が行われていない一般廃棄物
- (2) 適正処理困難一般廃棄物(スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファを除く。)
- (3) 特別管理一般廃棄物
- (4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 市民は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、処分業者により適正に処理しなければならない。

(排出禁止等一般廃棄物の収集等の拒否)

第21条 市長は、前2条により排出又は市長の指定する一般廃棄物処理施設への搬入が禁止されている一般廃棄物については、収集及び本市の一般廃棄物処理施設への搬入を拒否することができる。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第22条 法第6条の2第5項の規定による市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(市民が排出する多量の一般廃棄物の処理)

第23条 市民は、規則で定める多量の一般廃棄物を排出する場合は、収集運搬業者により又は自ら市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入しなければならない。ただし、市長が災害その他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(収集又は運搬の禁止等)

第23条の2 市及び市長が指定する者以外の者は、市民が第18条第1項の一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第23条の3 市長は、前条の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

(命令)

第23条の4 市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、第23条の2の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(那覇市行政手続条例の適用除外)

第23条の5 前条各項の規定による命令については、那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3章の規定は、適用しない。

(共同住宅の建設時の事前協議)

第24条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、建築確認を受ける前に当該共同住宅の一般廃棄物の排出方法について、市長と協議しなければならない。

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建築物の維持管理について権原を有する者(以下「大規模事業所等の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

第26条 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるときは、当該大規模事業所等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任を指導し、これに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。

2 市長は、大規模事業所等の管理者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表し、又は本市の一般廃棄物処理施設への当該大規模事業所等が排出する一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

3 市長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、大規模事業所等の管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表する理由、弁明の日時及び場所を通知しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

第27条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の処理状況の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処分等手数料)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分等手数料として、別表に定める額を徴収する。

(手数料の減免)

第29条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条の手数料を減額又は免除することができる。

(手数料の徴収方法)

第30条 第28条に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第33条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者のいずれかに該当するものであること。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第35条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

付 則

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条並びに付則第2項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市付属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「

那覇市し尿処理業適正化審議会	し尿収集、運搬及び処分の業態等に関すること。
----------------	------------------------

」を削る。

付 則(平成8年12月27日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成9年規則第5号で、平成9年4月1日から施行)

付 則(平成9年4月1日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年12月26日条例第38号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則(平成11年12月28日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

- 2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則(平成11年12月28日条例第43号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年11月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成12年12月28日条例第55号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月25日条例第31号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第28条第1項第2号及び別表第2の規定による手数料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 2 この条例の施行前の受付に係る粗大ごみの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成15年12月25日条例第43号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の受付に係る使用済パーソナルコンピュータの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月29日条例第4号抄)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年4月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年1月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年12月28日条例第46号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第33条の次に2条を加える改正規定は平成20年7月1日から施行する。

付 則(平成23年3月17日条例第16号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理の部燃やすごみ及び燃やさないごみの項の改正規定は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成24年12月28日条例第77号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請され、かつ、同日以後に交付され、又は再交付されることとなる許可証に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年10月2日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例中、別表の改正規定は平成28年3月1日から、第20条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成29年9月29日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第35条に規定する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成29年12月28日条例第29号)

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

付 則(令和元年7月4日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第27号)

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

別表(第28条関係)

区分		手数料	
市が収集する一般廃棄物の処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大(取っ手付き) 360円 大 330円 中(取っ手付き) 240円 中 220円 小(取っ手付き) 170円 特小 120円	
	燃やさないごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 330円 中 220円 小 170円 特小 120円	
	粗大ごみ	大(1立方メートル以上のもの又は10キログラムを超えるもの)	1個又は1束につき 600円
		小(大以外のもの)	1個又は1束につき 300円
	適正処理困難物	スプリング入りマットレス	1個につき 2,600円
スプリング入りソファー		2人掛け以上 1脚につき 1,940円 1人掛け 1脚につき 1,270円	
市民が排出し、搬入する一般廃棄物の処理	適正処理困難物	スプリング入りマットレス	1個につき 1,800円
		スプリング入りソファー	2人掛け以上 1脚につき 1,200円 1人掛け 1脚につき 600円
一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分	仮設便所のし尿	10リットルにつき 140円	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 35円	
	公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 17円	
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物の収集運搬		特定家庭用機器廃棄物の種類ごとに2,625円以内で規則で定める額	

<p>使用済パーソナルコンピュータ(事業活動に伴って生じたものを除く。)の 収集運搬等</p>	<p>1個につき1,500円。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、指定再資源化事業者が定める回収再資源化料金が支払われていないものについては、回収再資源化料金(回収再資源化料金の定めのないパーソナルコンピュータについては、回収再資源化料金との均衡を考慮して規則で定める額)を加算する。</p>
---	--

9 那覇市霊園条例

(平成25年12月27日 条例第51号)

那覇市霊園条例(昭和47年那覇市条例第51号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の霊園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 本市が設置する墓地をいう。
- (2) 墳墓地 墳墓を設けるために区画した土地をいう。
- (3) 合葬式墓地 複数の焼骨を埋蔵する合葬用納骨室及び合葬室をいう。

(設置、名称及び位置)

第3条 本市に霊園を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市識名霊園	那覇市識名2丁目、字真地及び繁多川5丁目

2 那覇市識名霊園に次に掲げる施設(以下「霊園施設」という。)を置く。

- (1) 墳墓地
- (2) 市民共同墓

3 前項第2号の市民共同墓は、次に掲げる施設により構成するものとする。

- (1) 合葬式墓地
 - ア 合葬用納骨室
 - イ 合葬室
- (2) 短期収蔵納骨室
- (3) 参拝室

4 市民共同墓の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市民共同墓	那覇市繁多川5丁目240番1

(使用の目的)

第4条 霊園施設は、墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う祭祀の目的以外に使用することはできない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 霊園施設を使用(第7条第2項の規定による変更及び同条第3項の規定による更新の場合を含む。)しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、霊園の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、使用許可証を交付する。
- 4 生前予約により合葬室の使用の許可を受けた者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じなければならない。

(使用資格)

第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本市に住所を有すること。

- (2) 祭祀を主宰する者であること。
- (3) 焼骨を所持していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、生前予約により合葬室の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 本市に住所を有すること。
 - (2) 自己の使用を目的とする者であること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの要件を緩和することができる。

(使用期間)

- 第7条** 霊園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。
- (1) 墳墓地 永年
 - (2) 合葬用納骨室 12年又は32年
 - (3) 合葬室 永年
 - (4) 短期収蔵納骨室 5年
- 2 合葬用納骨室について前項第2号の12年の使用の許可を受けた者は、市長の許可を得て当該使用期間の満了前に使用期間を32年に変更することができる。この場合において、変更後の使用期間の始期は、変更前の許可を受けた日とする。
 - 3 短期収蔵納骨室の使用期間(第1項ただし書の規定によるものを除く。)については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。

(使用料)

- 第8条** 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による使用期間の変更があった場合は、当該変更の許可を受けた者は、使用料の差額を納付しなければならない。
 - 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則に定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

- 第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用权を承継した者(以下これらを「使用者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている場合において、合葬室(生前予約の場合を除く。)、参拝室又は南納骨堂を使用するとき。
 - (2) 墳墓地の使用者が当該墳墓地を返還し、引き続き合葬用納骨室(納骨壇又は特殊壇1壇に限る。)又は合葬室を使用するとき。
 - (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(管理上の措置等)

- 第10条** 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用について制限し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を講ずるよう命ずることができる。

(転貸等の禁止)

- 第11条** 使用者は、第5条第1項の許可及び次条の許可(以下これらを「使用許可」という。)を受けた霊園施設を転貸し、又は次条に定める場合を除きその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第12条 使用者が死亡した場合その他必要があると認める場合は、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て使用権を承継することができる。

(墳墓の工事等)

第13条 墳墓地の使用者は、墳墓を新設し、増設し、又は改築しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 墳墓の設備については、規則で定める基準に適合したものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の承認を行う場合において管理上必要があると認めるときは、墳墓の位置、構造等について指示することができる。
- 4 第1項の承認を受けた者が、工事に着手するとき、及び当該工事を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(霊園の一時使用)

第14条 墳墓地の使用者が、その使用に伴う工事その他の必要により霊園の土地を一時使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(埋蔵等の手続)

第15条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ、市長の承認を受け、及び職員の立会いを求めなければならない。

- (1) 霊園施設に焼骨を埋蔵し、又は収蔵しようとするとき。
- (2) 霊園施設(合葬室を除く。)から焼骨を改葬し、又はその返還を受けようとするとき。

(焼骨の容器等)

第16条 市民共同墓に埋蔵又は収蔵をする焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

- 2 合葬室に埋蔵をする焼骨を収めた容器等は、返還しないものとする。

(使用者の責務)

第17条 使用者は、使用場所を常に清潔に保つよう努めなければならない。

- 2 墳墓地の使用者は、当該墳墓地に係る墳墓等を適正に管理しなければならない。

(施設変更)

第18条 合葬用納骨室の使用者は、第7条第1項第2号に規定する使用期間の満了前であっても、市長の承認を得てその使用する施設を合葬室に変更することができる。

(変更等の届出)

第19条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 本籍、住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 霊園施設を使用する必要がなくなったとき。

(使用許可証の書換え等)

第20条 使用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、第18条の規定による変更の承継又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

- 2 使用者は、使用許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。
- 3 使用者は、前2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

(使用権の消滅)

第21条 墳墓地の使用権は、使用者の死亡後5年(第12条の規定による使用権の承継があったときを除

く。)又は使用者の住所が不明となって7年を経過したときに消滅する。

(使用許可の取消し)

第22条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園施設の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 墳墓地について第5条第1項の許可を受けた日から5年を経過しても当該墳墓地を使用しないとき。
- (3) 市民共同墓について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (5) 使用許可の条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けたとき。

(使用場所の返還)

第23条 使用者は、霊園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は短期収蔵納骨室の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。

(使用場所の変更又は返還の命令)

第24条 市長は、霊園の管理又は事業執行上必要があるときは、使用者に対し、使用場所の全部又は一部について変更又は返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により変更又は返還を命じたときは、使用者に対し、移転等に係る費用を負担し、又は第8条第3項本文の規定にかかわらず、既納の使用料の一部を還付するものとする。

(焼骨の合葬等)

第25条 市長は、合葬用納骨室に埋蔵されている焼骨については、第7条第1項第2号に規定する使用期間の経過後、合葬室に埋蔵するものとする。

2 市長は、合葬用納骨室への埋蔵を経ない焼骨については、合葬室に直接埋蔵する。

3 合葬室への焼骨の埋蔵は、市長が行うものとする。

4 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

5 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、埋蔵又は収蔵をされている焼骨を特定の場所に改葬し、又は合葬室に埋蔵することができる。

- (1) 使用者が死亡した場合において、第12条の規定による使用権の承継をする者がいないとき。
- (2) 第21条の規定により使用権が消滅したとき。
- (3) 第22条の規定により使用許可が取り消されたとき。
- (4) 第23条の規定に該当する場合において、使用場所を返還しないとき。

6 市長は、前項の規定により墳墓地に埋蔵されている焼骨を合葬室に埋蔵しようとするときは、その2月前までにその旨を告示するものとする。

(行為の禁止)

第26条 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹本を伐採し、又は植物を採取すること。ただし、使用許可を受けた墳墓地を除く。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (7) その他市長が霊園の管理上支障があると認める行為

(過料)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 使用許可を受けないで霊園を使用した者
- (2) 前条の規定に違反した者

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(那覇市識名霊園付属納骨堂条例の廃止)

- 2 那覇市識名霊園付属納骨堂条例(1957年那覇市条例第16号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 使用許可の申請に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 施行日前に改正前の那覇市霊園条例又は付則第2項の規定による廃止前の那覇市識名霊園付属納骨堂条例(以下「旧納骨堂条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において旧納骨堂条例による許可を受けている者に係る施行日以後に最初に行う第7条第3項の規定による更新の許可については、新規の許可をしたものとみなす。

付 則(平成28年3月24日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市霊園条例の規定は、平成28年6月1日以後に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合について適用し、同日前に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合については、なお従前の例による。

付 則(令和4年10月11日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

霊園施設	区分			単位	使用料
墳墓地	墳墓地			1平方メートルにつき永年	49,600円
市民共同墓	合葬式墓地	合葬用納骨室	1体用納骨壇	1壇につき 12年	52,000円
			納骨壇	1壇につき 32年	139,000円
		2体用納骨壇	1壇につき 12年	104,000円	
			1壇につき 32年	278,000円	
		特殊壇	1壇につき 12年	208,000円	
			1壇につき 32年	556,000円	
	合葬室			1体につき 永年	30,000円
	短期収蔵納骨室	1体用納骨壇	1壇につき 5年	25,000円	
			2体用納骨壇	1壇につき 5年	50,000円
		特殊壇		1壇につき 5年	100,000円
参拝室			1時間につき	500円	

備考

- 1 本市に住所を有しない使用者(墳墓地の使用者を除く。)の使用料は、この表に定める使用料の額に100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 2 合葬用納骨室の使用料を納付する場合は、合葬室の使用料を併せて納付しなければならない。
- 3 第7条第1項ただし書の規定による短期収蔵納骨室の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。

10 環境行政の沿革

実施月不明の場合は、その年の最後に記しています。

- 1951年（昭和26年）10月 「衛生課」を設置（職員5人、清掃夫10人、手引き車5台、ごみ処分場は十貫瀬と牧志町間の広場）
- 1952年（昭和27年） トラック3台、馬車10台を増車
- 1952年（昭和27年） ごみ処分場を西本町近郊の海岸に移転（露天焼却埋立処理）
- 1954年（昭和29年） 9月 首里市・小禄村との合併
- 1954年（昭和29年） 9月 5トン車1台（直営）、馬車2台（委託）を配車
- 1956年（昭和31年） 1月 「那覇市清掃条例」制定
- 1956年（昭和31年） 識名、繁多川、真地一帯の高台35.0haが墓苑として都市計画決定
- 1957年（昭和32年） 6月 し尿貯留槽を小禄泉原、宇栄原、石嶺に設置
- 1957年（昭和32年） 12月 真和志市との合併
- 1957年（昭和32年） 12月 大型トラック1台、清掃夫5人編入。真和志地域に直営車2台配車
- 1957年（昭和32年） 12月 「那覇市識名霊園付属納骨堂条例」（昭和32年那覇市条例第16号）公布
- 1957年（昭和32年） 12月 「那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則」（昭和32年那覇市規則第18号）公布
- 1958年（昭和33年） 「那覇市識名霊園付属北納骨堂」建造
- 1963年（昭和38年） 2月 し尿の許可業者による汲み取りを地区制に改める
- 1965年（昭和40年） 6月 米国民政府により下水道浄化槽建設工事着工
- 1965年（昭和40年） 7月 「衛生課」の名称を「保健衛生課」に改める
- 1966年（昭和41年） 8月 保健衛生課の「衛生係」・「施設係」を「衛生第1係」・「衛生第2係」に改める。コンポスト工場建設に伴い「ごみ処分場」（課同格）を設置
- 1967年（昭和42年） 7月 南風原村新川地内に「那覇市コンポスト工場」操業開始
- 1967年（昭和42年） 11月 与儀保育所前公衆便所を設置
- 1969年（昭和44年） 5月 ステーション方式による定日収集を実施（一般家庭ごみ：週2回）
- 1969年（昭和44年） 7月 「一般廃棄物中間処理施設第一焼却炉」操業開始
- 1969年（昭和44年） 7月 清掃工場埋立処分場供用開始
- 1969年（昭和44年） 7月 し尿の海洋投入処分を実施
- 1969年（昭和44年） 12月 し尿投入船「日進丸」が就航する
- 1970年（昭和45年） 「壺屋公害対策連絡会議」が結成され壺屋焼の登り窯反対運動が議会や行政へ働きかけるようになる
- 1971年（昭和46年） 8月 「保健衛生課」から「清掃課」が分課し、「第一係（本庁）」と「第二係（現場事務所）」を設置
- 1971年（昭和46年） 9月 「企画部企画課」に「公害担当」設置
- 1972年（昭和47年） 1月 「那覇市公害防止条例」（1972年那覇市条例第1号）制定。条例制定により壺屋焼の登り窯の使用ができなくなり、ガス窯などの近代窯への転換や登り窯にこだわり読谷村へ転出することとなる
- 1972年（昭和47年） 3月 「那覇市公害対策協議会規程」（昭和46年訓令第4号）制定
- 1972年（昭和47年） 4月 清掃課の清掃に関する市民要求に対する即応体制を目的として「特別清掃班」を設置（運転手4人、清掃員11人）
- 1972年（昭和47年） 5月 沖縄返還協定に基づく施政権返還が実現
- 1972年（昭和47年） 5月 「那覇市公害対策審議会」設置
- 1972年（昭和47年） 5月 「那覇市霊園条例」（昭和47年那覇市条例第51号）制定
- 1972年（昭和47年） 5月 し尿中継槽を新設（設置場所：新港湾Bバース横）
- 1972年（昭和47年） 5月 「海洋汚染防止法」の改正により、し尿投棄海域変更

1972年（昭和47年）	8月	「那覇市霊園条例施行規則」（昭和47年那覇市規則第47号）公布
1972年（昭和47年）	8月	「那覇市識名霊園付属南納骨堂」建造
1972年（昭和47年）	11月	国庫補助を受け特に公害防止に留意し集塵装置完備の一般廃棄物中間処理施設第二焼却炉完成
1972年（昭和47年）		「那覇市公害防止条例施行規則」（昭和47年那覇市規則第38号）制定
1972年（昭和47年）		「那覇市公害対策審議会規則」（1972年那覇市規則第14号）制定
1973年（昭和48年）	4月	「那覇市清掃条例」（S31.1制定）を廃止し、「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例第18号）を制定
1973年（昭和48年）	7月	「公害交通課」新設
1973年（昭和48年）	7月	「那覇市し尿処理業適正化審議会」設置
1973年（昭和48年）	7月	「廃棄物処理法」に基づく、し尿浄化槽清掃業の許可を行う
1974年（昭和49年）	1月	「那覇市飼い犬条例」（昭和49年那覇市条例第1号）制定（S49.4.1施行）
1974年（昭和49年）	1月	「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により産業廃棄物の搬入を禁止
1974年（昭和49年）	1月	し尿処理業適正化のために市の出資による公社の設立を決定
1974年（昭和49年）	3月	「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づく地域指定
1974年（昭和49年）	5月	「那覇市飼い犬条例施行規則」（昭和49年那覇市規則第7号）公布
1974年（昭和49年）	7月	「清掃課」を「清掃指導課」（第1係、第2係、し尿公社設立準備会）と「清掃業務課」（第1係、第2係）に分課
1975年（昭和50年）	4月	南風原村からごみ受け入れ開始
1975年（昭和50年）	5月	清掃業務課の事務所を南風原村兼城へ移転
1975年（昭和50年）	6月	那覇空港が「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令」により特定飛行場に指定
1975年（昭和50年）	7月	「財那覇市環境衛生公社」設立
1975年（昭和50年）	8月	「公害交通課」から「公害対策課」に組織機構変更。「清掃業務課」を「清掃事務所」に改称
1975年（昭和50年）	8月	「財団法人那覇市環境衛生公社の事業の総合調整および助成に関する条例」（昭和50年条例第41号）制定
1975年（昭和50年）	10月	し尿収集既存業者が廃業し財那覇市環境衛生公社（許可業者）による収集運搬が行われる
1976年（昭和51年）	4月	「那覇市あき地管理の適正化に関する条例」（昭和51年那覇市条例第20号）、「同条例施行規則」（昭和51年那覇市規則第16号）公布
1977年（昭和52年）	9月	那覇空港周辺騒音対策区域（第1種区域）指定
1977年（昭和52年）	11月	漫湖地区「国設鳥獣保護区」設定
1977年（昭和52年）		「那覇空港周辺の住宅騒音防止対策事業（国庫補助）」実施
1978年（昭和53年）	4月	「悪臭防止法」に基づく地域指定
1978年（昭和53年）	4月	「振動規制法」に基づく地域指定
1979年（昭和54年）	5月	「保健衛生部」に組織機構変更。「清掃指導課」と「清掃事務所」を合併し「清掃課」（企画担当、庶務係、業務第1係、業務第2係）設置
1979年（昭和54年）	7月	旧一般廃棄物最終処分場埋立地浸出水処理施設完成
1980年（昭和55年）	4月	「那覇市ハブ対策条例」（昭和55年那覇市条例第9号）、「同条例施行規則」（昭和55年那覇市規則第8号）公布
1981年（昭和56年）	3月	清掃広報映画「ごみとわたしたちの生活」（26分）
1981年（昭和56年）	5月	那覇市コンポスト工場廃止（老朽化）
1981年（昭和56年）	5月	清掃工場自動スクラップ圧縮機廃止（老朽化）

1981年（昭和56年）	10月	直営収集地域の分別収集実施（可燃物・不燃物・粗大ごみ三分別方式）
1981年（昭和56年）	12月	ごみ焼却施設「那覇市清掃工場」完成、操業開始
1982年（昭和57年）	10月	委託収集地域の分別収集実施により市全域で「燃やせるごみ」・「燃やさないごみ」・「粗大ごみ」の三分別方式による分別収集となる（週2回定日）
1983年（昭和58年）	3月	沖縄県による航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定、同空港周辺の監視測定調査実施
1983年（昭和58年）	12月	「国場川水系環境保全推進協議会」を結成（7市町村）
1984年（昭和59年）	1月	「南風原町と那覇市との公害防止協定」締結
1984年（昭和59年）	4月	一般廃棄物中間処理施設第二焼却炉老朽化のため廃止
1985年（昭和60年）	4月	「ごみ処理委託料及び地域還元全額の算出方法に関する覚書」を南風原町と締結
1985年（昭和60年）	10月	「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）が全面施行
1985年（昭和60年）	10月	一般廃棄物中間処理施設第一焼却炉老朽化のため廃止
1986年（昭和61年）	4月	「公害対策課」から「環境公害課」に組織機構変更（「衛生係」設置）
1986年（昭和61年）	5月	「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」制定（S61.8.1施行）
1986年（昭和61年）	8月	「建築事前協議制度」（建築等に伴う公害防止指導要綱）実施
1987年（昭和62年）	4月	燃やすごみ週3回、燃やせないごみ及び粗大ごみ週1回収集市全域実施
1987年（昭和62年）	7月	「那覇市公害防止条例」（昭和62年那覇市条例第21号）改正（1972年那覇市条例第1号の当該条例全部改正）（S63.1.1施行）
1987年（昭和62年）	9月	「那覇市公害防止条例施行規則」改正（昭和47年那覇市規則第38号の当該規則を全部改正）（S63.1.1施行）。那覇市公害対策審議会規則（1972年那覇市規則第14号）廃止
1988年（昭和63年）	4月	「那覇市民スポーツ広場条例」（昭和63年那覇市条例第13号）、「同条例施行規則」（昭和63年那覇市規則第12号）公布
1988年（昭和63年）	4月	那覇市清掃工場埋立地一部跡地に「那覇市民スポーツ広場（野球用広場）」完成
1989年（平成元年）	7月	「ごみ処理問題懇親会」発足
1990年（平成2年）	3月	「ごみ処理問題懇親会提言書」を市長に提出
1990年（平成2年）	11月	「ごみ問題準備室」設置し、清掃課と清掃工場の総合調整及びごみ問題の企画を所管する
1990年（平成2年）		「那覇市清掃工場管理規則」（平成2年那覇市規則第15号）制定
1991年（平成3年）	2月	「ごみ減量・資源化実行計画」策定
1991年（平成3年）	4月	「ごみ減量元年」位置づけ
1991年（平成3年）	4月	「環境公害課」に「環境係」設置。「ごみ問題準備室」を「環境整備課」へ名称変更。「清掃課」を「環境業務課」へ名称変更され「指導係」が新設される
1991年（平成3年）	4月	「那覇市清掃工場に係る南風原町と那覇市の覚書」締結
1991年（平成3年）	4月	廃乾電池及び廃蛍光灯の「有害・危険ごみ」分別収集開始
1991年（平成3年）	4月	5種類分別収集にモデル地区実施（久米自治会、真地団地自治会）
1991年（平成3年）	4月	浦添市へ一部ごみ処理委託
1991年（平成3年）	4月	「那覇市資源化物集団回収事業」開始（団体の登録開始）
1991年（平成3年）	5月	「生ごみ処理容器モニター」委嘱（45名）
1991年（平成3年）	6月	「クリーン指導員」委嘱（70名）
1991年（平成3年）	6月	「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会会則」施行

1991年（平成 3年）	6月	「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会」結成
1991年（平成 3年）	12月	「那覇市ごみ問題三者連絡協議会」設置
1991年（平成 3年）		那覇空港周辺の「住宅騒音防止対策事業」拡大実施
1992年（平成 4年）	3月	「那覇市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱」施行
1992年（平成 4年）	5月	「ごみ減量化行動計画」を採択し、「ごみ減量化宣言」をする
1992年（平成 4年）	9月	「水質汚濁防止法」に基づき生活排水対策重点地域に指定される
1993年（平成 5年）	2月	埋立地汚水処理施設が隣接する安里又川を浚渫
1993年（平成 5年）	2月	「資源化物拠点回収事業」開始
1993年（平成 5年）	4月	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」（平成5年那覇市条例第15号）（「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例第18号）を全部改正）、「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則」（平成5年那覇市規則第19号）公布（H5. 10. 1施行）
1993年（平成 5年）	4月	一般廃棄物最終処分場供用開始
1993年（平成 5年）	6月	那覇市清掃工場埋立地閉鎖
1993年（平成 5年）	6月	「那覇市生ごみ処理容器による自己処理奨励要綱」制定（H5. 6. 3決裁）。 「生ごみ処理容器購入支援奨励金制度」開始
1993年（平成 5年）	9月	「那覇市一般廃棄物対策推進審議会」設置
1993年（平成 5年）	9月	ごみ減量・資源化推進のためのリサイクルマーク、標語（わんから かんからリサイクル）を決定
1993年（平成 5年）	10月	「那覇市一般廃棄物処理施設管理規則」公布（「那覇市清掃工場管理規則」（平成2年那覇市規則第15号）全部改正）
1993年（平成 5年）	10月	規則により一定規模以上の共同住宅建設における一般廃棄物の排出方法のクリーン推進課との事前協議義務化
1995年（平成 7年）	2月	「那覇市水環境保全基本計画」策定
1995年（平成 7年）	3月	「那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金条例」（平成7年那覇市条例第9号）制定（H7. 4. 1施行）
1995年（平成 7年）	5月	ごみ減量・資源化推進啓発施設「那覇市リサイクルプラザ」稼働開始。 市内全域ごみ5種類分別収集開始
1995年（平成 7年）	6月	第1回「環境フェア」開催
1995年（平成 7年）	6月	「焼却炉プロジェクトチーム」を設置
1995年（平成 7年）	7月	「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例」（平成7年那覇市条例第31号）公布（H8. 1. 9施行）
1995年（平成 7年）	10月	「那覇市環境衛生公社管理運営検討委員会」設置
1995年（平成 7年）	12月	「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例施行規則」（平成7年那覇市規則第41号）制定（H8. 1. 9施行）
1996年（平成 8年）	4月	「那覇市清掃工場」を「那覇環境センター」へ名称変更
1996年（平成 8年）	4月	「合併処理浄化槽設置補助金制度」開始
1996年（平成 8年）	5月	「焼却炉プロジェクトチーム」最終報告 建設位置：那覇環境センター敷地内 建設主体：那覇市と南風原町を母体とする一部事務組合
1996年（平成 8年）	9月	国際通りを「美化促進重点地域」に指定
1997年（平成 9年）	4月	環境整備課に焼却炉準備室（係）設置
1997年（平成 9年）	6月	「'97水の祭典・国場川水あしび」開催
1997年（平成 9年）	8月	「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会規程」（平成9年訓令第12号）制定

- 1997年（平成9年）8月 「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会」発足
- 1997年（平成9年）10月 「那覇市生ごみ処理機及び処理容器奨励金交付要綱」施行。「那覇市生ごみ処理容器による自己処理奨励要綱」（H5. 6. 3決裁）廃止
- 1997年（平成9年）11月 「那覇市環境基本計画策定委員会規程」（平成9年訓令第13号）制定
- 1997年（平成9年） 漫湖水面部分が「国設鳥獣保護区特別保護地区」に設定される
- 1997年（平成9年） 大気測定局（那覇局）及び自動車排出ガス測定局（松尾局）を沖縄県が開局
- 1998年（平成10年）3月 「第二次那覇市一般廃棄物処理基本計画」、「那覇市ごみ処理施設整備実施計画」策定
- 1998年（平成10年）4月 「保健衛生部」を廃止し「市民環境部」を設置。「環境公害課」を「環境保全課」に組織機構変更（「公害係」と「環境係」を統合、「環境保全係」設置）
- 1998年（平成10年）4月 「民間防音工事業務」を建築工事課に移管
- 1998年（平成10年）4月 「那覇市環境基本計画審議会規則」（平成10年規則第26号）制定
- 1998年（平成10年）6月 ごみ処理施設建設に伴う環境影響評価等の住民説明会を開始
- 1998年（平成10年）8月 「プラント選定委員会」発足
- 1998年（平成10年）8月 沖映通りを「美化促進重点地域」に指定
- 1998年（平成10年）10月 「那覇市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」（平成10年那覇市条例第25号）公布
- 1998年（平成10年）10月 「那覇市災害時し尿汲み取り手数料扶助金支給要綱」、「那覇市災害時し尿汲み取り手数料扶助金に関する支給額の認定基準」施行
- 1998年（平成10年）10月 「一部事務組合設立準備委員会」発足
- 1998年（平成10年）10月 家庭ごみ収集曜日の変更（完全週休二日制の実施）
- 1999年（平成11年）2月 「那覇市水資源有効利用推進要綱」施行
- 1999年（平成11年）3月 「那覇市斎場建設基金条例」（平成11年那覇市条例第1号）公布
- 1999年（平成11年）4月 環境業務課から環境保全課へ「那覇市あき地管理の適正化に関する条例」（昭和51年那覇市条例第20号）を業務移管
- 1999年（平成11年）5月 漫湖水面部分がラムサール条約の登録湿地に登録される
- 1999年（平成11年）10月 「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」策定
- 1999年（平成11年）11月 「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合規約」（沖縄県知事認可）施行
- 1999年（平成11年）11月 「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合」設立
- 1999年（平成11年）11月 那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合内に「ごみ処理施設建設委員会」発足
- 2000年（平成12年）3月 「那覇市環境基本計画」策定
- 2000年（平成12年）3月 「那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則」（平成12年那覇市規則第48号）制定（H12. 4. 1施行）
- 2000年（平成12年）6月 「那覇市事業系古紙回収奨励金交付事業」開始
- 2000年（平成12年）6月 「那覇市環境保全対策会議設置要綱」（平成12年6月8日市民環境部担当助役決裁）施行
- 2000年（平成12年）9月 「樹木せん定枝等の再生処理委託事業」開始
- 2000年（平成12年）10月 ごみ門口収集開始（ごみ置き場廃止）
- 2000年（平成12年）11月 直営地域の門口化業務開始
- 2000年（平成12年）11月 那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合管理者に親泊那覇市長を決定
- 2000年（平成12年）11月 那覇市・南風原町ごみ処理施設の機種・規模変更
- 2000年（平成12年）11月 「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合財政調整基金条例」（平成12年那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合条例第13号）公布

2001年（平成13年）	2月	「那覇市水環境保全推進計画」策定（「那覇市水環境保全基本計画」（H7.2策定）改定）
2001年（平成13年）	2月	「そだごみ電話申込受付制度」開始
2001年（平成13年）	3月	「那覇市環境保全行動計画」策定
2001年（平成13年）	3月	「那覇市ゼロエミッション特別参与設置規程」（平成13年訓令第6号）制定
2001年（平成13年）	4月	「市民環境部」を廃止し、「経済環境部」を設置
2001年（平成13年）	4月	委託地域を含む那覇市全域の門口収集開始
2001年（平成13年）	4月	燃やすごみの最終処分場への埋立を完全廃止し、衛生環境改善を図る
2001年（平成13年）	4月	埋立ごみの搬入時チェックを徹底し、搬入業者及び事務所を指導
2001年（平成13年）	4月	浦添市及び桟倉敷環境へ一部燃やすごみ処理委託
2001年（平成13年）	4月	浄化槽法により新たな単独処理浄化槽（し尿のみ）の設置禁止となり、生活排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽設置義務化。公共下水道の整備が当分見込まれない地域において補助金交付
2001年（平成13年）	5月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合管理者・副管理者において「焼却炉の方式はストーカー炉+廃溶融炉とすること」を確認（確認書）
2001年（平成13年）	6月	南風原町から「南風原町における那覇環境センター周辺まちづくり」について要請
2001年（平成13年）	8月	「那覇市ゼロエミッション推進本部設置要綱」施行
2001年（平成13年）	10月	ごみ処理施設に関する都市計画案及び環境アセス準備書縦覧
2001年（平成13年）	10月	「那覇環境センター周辺地区まちづくり推進協議会」発足
2001年（平成13年）	10月	「那覇環境センター周辺地区まちづくり推進協議会会則」施行
2001年（平成13年）	10月	「那覇市ゼロエミッション基本構想審議会規則」（平成13年規則第34号）公布
2001年（平成13年）	10月	「那覇市ゼロエミッションロゴマーク選定委員会規則」（平成13年規則第35号）公布
2001年（平成13年）	11月	沖縄県に新焼却炉整備計画書提出（那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合）
2001年（平成13年）	11月	「南風原町と那覇市清掃工場等に関する覚書」の見直し（要請）
2001年（平成13年）	12月	家庭ごみ有料化キャンペーン開始
2002年（平成14年）	3月	「那覇市ゼロエミッション基本構想」策定（ゼロエミッション推進室）
2002年（平成14年）	3月	南部広域市町村圏事務組合「いなんせ斎苑」供用開始
2002年（平成14年）	3月	（財）那覇市環境衛生公社解散
2002年（平成14年）	4月	環境業務課に「きれいなまちづくり室」新設（門口収集推進、不法投棄担当）
2002年（平成14年）	4月	「家庭ごみ有料化制度（ごみ袋指定制度）」開始 市が収集する家庭ごみについては、指定ごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により処理手数料を有料化
2002年（平成14年）	4月	『那覇市民憲章推進「地域美化活動ボランティア団体等」に対するごみ袋支給要領』施行
2002年（平成14年）	4月	「那覇市し尿収集運搬事業補助金交付事業」開始
2002年（平成14年）	4月	「那覇市エコオフィス計画」策定
2002年（平成14年）	4月	「那覇市民スポーツ広場条例」（昭和63年那覇市条例第13号）、「同条例施行規則」（昭和63年那覇市規則第12号）廃止
2002年（平成14年）	5月	「那覇市斎場建設基金条例」（平成11年那覇市条例第1号）廃止

2002年（平成14年）	7月	「那覇市ゼロエミッション基本構想審議会規則」（平成13年那覇市規則第34号）廃止
2002年（平成14年）	7月	「那覇市ゼロエミッションロゴマーク選定委員会規則」（平成13年那覇市規則第35号）廃止
2002年（平成14年）	9月	「財団法人那覇市環境衛生公社の事業の総合調整および助成に関する条例」（昭和50年那覇市条例第41号）廃止
2002年（平成14年）	9月	「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例」（平成14年那覇市条例第44号）（時限立法H19. 3. 31失効）、「同条例施行規則」（平成14年那覇市規則第55号）公布
2002年（平成14年）	9月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合が所管する還元施設整備事業について那覇市と南風原町によって覚書締結
2002年（平成14年）		「那覇市雨水利用施設（貯留型・浸透型）等設置費補助金制度」設置
2003年（平成15年）	2月	「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会規程」（平成9年那覇市訓令第12号）廃止
2003年（平成15年）	4月	「経済環境部」を廃止し、「環境部」を設置。「環境整備課」を「環境政策課」へ名称変更。「環境業務課」を「クリーン推進課」に名称変更。「環境業務課きれいなまちづくり推進室」を統合し、「一般廃棄物収集運搬業許可業務」を「環境政策課」へ移管
2003年（平成15年）	4月	「環境美化促進事業」開始
2003年（平成15年）	4月	「容器包装リサイクル法」に基づくペットボトル資源化物収集を開始
2003年（平成15年）	4月	「ペットボトル資源化事業」開始（那覇市リサイクルプラザ）
2003年（平成15年）	4月	浦添市及び株倉敷環境、島尻消防・清掃組合へ一部燃やすごみ処理委託
2003年（平成15年）	5月	「環境省 漫湖水鳥・湿地センター」開館
2003年（平成15年）	6月	環境保全課が新都心銘苅庁舎へ移転
2003年（平成15年）	6月	「那覇市住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱」施行
2003年（平成15年）	9月	「ISO14001」認証取得（県内自治体初）。那覇市環境マネジメントシステム構築
2003年（平成15年）	11月	「共同住宅のごみ集積場設置実施要領」施行
2003年（平成15年）	12月	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」改正（家庭用使用済みパソコンの収集・処分手数料導入、H16. 4. 1施行）
2003年（平成15年）		「那覇市グリーン購入指針」を定める（管財課）
2004年（平成16年）	1月	「那覇市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する要綱」制定
2004年（平成16年）	2月	放置車両及び不法投棄物の撤去に対し、那覇警察署長より感謝状授与
2004年（平成16年）	3月	「那覇市環境基本条例」（平成16年那覇市条例第4号）制定（H16. 4. 1施行）
2004年（平成16年）	3月	「那覇市環境審議会規則」（平成16年那覇市規則第6号）制定（H16. 4. 1施行）
2004年（平成16年）	4月	「那覇市一般廃棄物対策推進審議会」を廃止し、「那覇市環境審議会」を設置
2004年（平成16年）	4月	転入者用ごみ袋サンプル配布開始
2004年（平成16年）	4月	「那覇市ゼロエミッション特別参与設置規程」（平成13年那覇市訓令第6号）廃止
2004年（平成16年）	5月	し尿及び浄化槽汚泥処理を海洋投入処分から倉浜衛生施設組合の陸上処理へ委託変更
2004年（平成16年）	9月	「那覇市地域新エネルギービジョン策定委員会規則」（平成16年那覇市

		規則第40号)公布
2004年(平成16年)	11月	那覇市環境審議会「那覇市一般廃棄物処理基本計画見直し」についてパブリック・コメント実施
2004年(平成16年)		「那覇市こどもエコクラブ推進事業」実施
2005年(平成17年)	2月	「那覇市地域新エネルギービジョン」策定(経営企画部ゼロエミッション推進室)
2005年(平成17年)	3月	「第2次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定(平成10年3月に策定した計画の見直し及び生活排水処理基本計画の追加)
2005年(平成17年)	6月	「那覇市環境基本計画審議会規則」(平成10年規則第26号)廃止
2005年(平成17年)	6月	「那覇市地域新エネルギービジョン策定委員会規則」(平成16年那覇市規則第40号)廃止
2005年(平成17年)	7月	旧一般廃棄物最終処分場浸出水(汚水)処理施設共同利用
2005年(平成17年)	9月	新ごみ処理施設、新最終処分場及び還元施設の名称決定(那覇・南風原クリーンセンター、那覇エコアイランド、環境の杜ふれあい)
2005年(平成17年)	11月	ごみ分別、収集方法の変更に伴い、那覇市ごみ分別・減量啓発キャラクター「ナハゾウくん」を使用し、広報業務開始
2005年(平成17年)	12月	「那覇環境センター」焼却施設稼働終了。新焼却施設「那覇・南風原クリーンセンター」試験運転開始
2005年(平成17年)	12月	那覇・南風原クリーンセンター稼働に伴うごみ分別・収集曜日変更により、「廃プラスチック・ゴム・皮革製品」が「燃やさないごみ」から「燃やすごみ」へ変更。「草木」は「燃やすごみ」から「資源化物」(無料)へ変更となり、門口定日収集を開始。混合収集であった「缶・びん・ペットボトル」を種類別収集へ変更
2006年(平成18年)	3月	クリーン推進課の事務所を「南風原町字新川650番地」へ移転
2006年(平成18年)	3月	「那覇環境センター」を廃止し「クリーン推進課」へ統合
2006年(平成18年)	3月	「那覇市・南風原町環境施設組一般廃棄物処理手数料条例」(平成18年那覇市・南風原町環境施設組条例第4号)制定(H18.4.1施行)
2006年(平成18年)	4月	「那覇市・南風原町環境施設組一般廃棄物処理手数料条例施行規則」(平成18年那覇市・南風原町環境施設組規則第9号)制定
2006年(平成18年)	4月	「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合」の名称を「那覇市・南風原町環境施設組合」に変更。廃棄物発電設備を持つ一般廃棄物中間処理施設「那覇・南風原クリーンセンター」本格稼働開始
2006年(平成18年)	5月	「那覇市ボランティアごみ袋の取り扱いに関する要綱」施行。『那覇市民憲章推進「地域美化活動ボランティア団体等」に対するごみ袋支給要領(H14.4.1施行)』廃止。那覇市ボランティアごみ袋の交付を三支所(首里・真和志・小禄)へ拡大
2006年(平成18年)	9月	「南風原町と那覇市との公害防止協定」施行
2006年(平成18年)	12月	「那覇市路上喫煙防止条例」(平成18年那覇市条例第53号)公布(H19.4.1施行)
2006年(平成18年)	12月	那覇市環境審議会「那覇市環境基本計画見直し案」についてパブリック・コメント実施
2007年(平成19年)	2月	「那覇市・南風原町環境施設組施設整備基金条例」(平成19年那覇市・南風原町環境施設組条例第11号)公布
2007年(平成19年)	3月	「那覇市環境基本計画」改定、「P D C Aシステム運用」実行
2007年(平成19年)	4月	新一般廃棄物最終処分場・余水処理施設「那覇エコアイランド」共用開

		始(港町地先在)
2007年(平成19年)	4月	クリーン指導員制度を改正し新たに「動物愛護サポーター」設置
2007年(平成19年)	7月	那覇市・南風原町環境施設組合の還元施設「環境の杜ふれあい」開業
2007年(平成19年)	7月	「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則」(平成14年那覇市規則第55号)廃止
2007年(平成19年)	9月	那覇市の一部でレジ袋の有料化実験が始まる
2007年(平成19年)	10月	旧一般廃棄物最終処分場埋立処分終了
2008年(平成20年)	1月	ハイブリッドパッカー車・ハイブリッド資源化物収集車(ディーゼル2トン級)購入
2008年(平成20年)	2月	「那覇市資源化物(有価物)売却に係る入札参加資格等に関する要綱」施行
2008年(平成20年)	3月	「那覇市地球環境保全行動計画」策定。「那覇市環境基本計画」と共に「那覇市地球温暖化対策地域推進計画」と位置づける
2008年(平成20年)	3月	「那覇市集団回収奨励金交付要綱」廃止
2008年(平成20年)	4月	「屋上・壁面緑化推進事業」を「建設管理部花とみどり課」から「環境保全課」へ所管変更。旧焼却炉解体・マテリアルリサイクル施設建設を「環境政策課」から「クリーン推進課」へ業務移管。し尿処理施設管理業務(環境施設グループ)を「環境政策課」から「クリーン推進課」へ組織移管
2008年(平成20年)	4月	「自然環境保全・再生事業」開始
2008年(平成20年)	4月	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を改正し資源化物の収集運搬行為を禁止し、同年7月より罰則規定(過料上限額1万円)を施行
2008年(平成20年)	4月	「環境推進員設置要綱」施行により環境推進員の構成を「クリーンサポーター」、「エコライフサポーター」、「動物愛護サポーター」の三体制分けを行う。「クリーンサポーター実施要領」、「エコライフサポーター実施要領」、「動物愛護サポーター実施要領」施行
2008年(平成20年)	4月	「那覇市し尿等下水道放流施設管理要綱」施行
2008年(平成20年)	4月	「那覇市し尿等下水道放流施設」(伊奈武瀬在)供用開始、公共下水道放流。し尿中継槽閉鎖
2008年(平成20年)	4月	座間味村から排出された燃やすごみの処理受入開始
2008年(平成20年)	4月	「那覇市エコオフィス計画(第2期実行計画)」策定
2008年(平成20年)	5月	「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会要綱」(平成20年5月30日事務局長決裁)制定
2008年(平成20年)	7月	「那覇市地球温暖化対策協議会」設立
2008年(平成20年)	11月	「那覇市路上喫煙防止条例施行規則」(平成20年那覇市規則第45号)公布
2008年(平成20年)	12月	し尿中継槽解体撤去(伊奈武瀬在)
2009年(平成21年)	2月	単身高齢者世帯等を対象とした、「アシスト収集事業」の実証実験開始
2009年(平成21年)	12月	「那覇市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可要綱」(平成21年12月25日環境部長決裁)制定
2009年(平成21年)		愛がん飼養を目的として、「メジロに係る捕獲及び飼養登録に関する事務」を沖縄県より権限委譲
2010年(平成22年)	3月	「地域温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(平成21年6月)に基づき「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」策定

2010年（平成22年）	4月	「屋上・壁面緑化推進事業」を「環境保全課」から「環境政策課」へ所管変更し、「緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業」として事業統合（環境政策課「ゼロエミッション推進室」は「地球温暖化対策推進室」へ室名変更）
2010年（平成22年）	4月	「那覇市資源化物拠点回収事業実施要綱」を廃止
2010年（平成22年）	4月	「集団回収事業」と「拠点回収事業」を統一
2010年（平成22年）	4月	「那覇市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」を改正し「那覇市資源化物集団回収奨励金交付要綱」を施行
2010年（平成22年）	8月	「那覇市墓地等に関する基本方針」策定
2011年（平成23年）	1月	「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例」（平成14年那覇市条例第44号）廃止
2011年（平成23年）	3月	「那覇市エコオフィス計画（第3期実行計画）」策定
2011年（平成23年）	4月	環境保全課衛生グループより「墓地行政推進グループ」を新設。公園管理課から「識名霊園内墓地区画及び納骨堂管理業務」を、花とみどり課から「北納骨堂建替え事業」が事務移管される
2011年（平成23年）	3月	「那覇市リサイクルプラザ」をリユース・リペア機能を備えた施設「エコマール那覇プラザ棟」へ名称変更
2011年（平成23年）	4月	「エコマール那覇リサイクル棟管理運営要綱」施行。旧那覇市リサイクルプラザの資源化物分別機能の新施設として資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」供用開始
2011年（平成23年）	6月	那覇市定ごみ袋特小サイズの販売開始(4サイズとなる)
2011年（平成23年）	9月	国の指針改定により「愛がん飼養目的のメジロの捕獲は許可しない」こととなる
2012年（平成24年）	3月	「第3次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定
2012年（平成24年）	3月	「那覇市墓地等の経営許可等に関する規則」（平成24年那覇市規則第8号）制定(H24. 4. 1施行)
2012年（平成24年）	3月	「那覇市資源化物集団回収奨励金交付要綱」を廃止
2012年（平成24年）	4月	環境政策課ごみ減量推進グループが「廃棄物対策室」へ名称変更
2012年（平成24年）	4月	「地域主権推進第2次一括法」により、「自動車騒音常時監視事務」及び「墓地等の経営許可、許可の取消その他監督権限事務」が県から市へ権限移譲
2012年（平成24年）	4月	「アシスト収集事業」を本格開始
2012年（平成24年）	4月	「那覇市住宅用太陽熱利用システム補助金交付要綱」施行
2012年（平成24年）	6月	「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理手数料免除取扱要領」制定
2012年（平成24年）	7月	多目的広場「ちゅらティーダスポーツ広場」（旧一般廃棄物最終処分場跡）供用開始。「ちゅらティーダスポーツ広場管理運営要綱」、「同運営要領」（平成24年7月31日環境部長決裁）制定(H24. 8. 1施行)
2012年（平成24年）	9月	「那覇市識名霊園付属北納骨堂」老朽化に伴い解体撤去
2012年（平成24年）	12月	「那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例」（平成24年那覇市条例第40号）、「同条例施行規則」（平成24年那覇市規則第58号）制定(H25. 4. 1施行)
2012年（平成24年）	12月	「那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」（平成24年那覇市規則第57号）制定(H25. 4. 1施行)
2012年（平成24年）	12月	「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」（平成24年那覇

			市規則第56号)制定(H25. 4. 1施行)
2012年(平成24年)	12月		「那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則」(平成24那覇市規則第65号)制定(H25. 4. 1施行)
2013年(平成25年)	1月		環境保全課が新都心銘苅庁舎から那覇市役所本庁舎へ移転
2013年(平成25年)	1月		「那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する要綱」(平成25年1月31日付け環境部長決裁)制定(H25. 2. 1施行)。ちゅらティードスポーツ広場管理運営要綱、同運営要領(平成24年7月31日環境部長決裁)廃止
2013年(平成25年)	3月		「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理手数料免除取扱要領」廃止
2013年(平成25年)	4月		中核市への移行に伴い、沖縄県が所管していた環境関連業務(大気・水質・土壌の監視、産業廃棄物対策、自動車リサイクル法、建設リサイクル法及びPCB特別措置法に関する業務、浄化槽法に係る届出、犬猫保護関連等)が移管、沖縄県より大気測定局(平成9年度開局)2局移管
2013年(平成25年)	4月		環境政策課の廃棄物対策室を課に変更し「廃棄物対策課」(「一般廃棄物グループ」、「産業廃棄物グループ」)の新設、環境政策課の地球温暖化対策推進室を「地球温暖化対策推進グループ」に変更。クリーン推進課に「環境美化推進室」を設置。環境保全課の環境保全グループを「大気・騒音グループ」及び「水質保全グループ」に分割、環境保全課の衛生グループを課に変更し「環境衛生課」の新設。 ※環境部は3課(環境政策課、クリーン推進課、環境保全課)から5課(環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課)体制へ
2013年(平成25年)	4月		「那覇市浄化槽取扱要綱」施行
2013年(平成25年)	4月		家庭より排出されるスプリング入りマットレス等の処理残渣を、那覇・南風原クリーンセンターへ受け入れ開始
2013年(平成25年)	4月		一般廃棄物(し尿・浄化槽)収集運搬業者2者の許可範囲を変更し、し尿汲み取り業者が1者から3者になる
2013年(平成25年)	4月		那覇・南風原クリーンセンター内に搬入された粗大ゴミのうち再生事業実施のため「那覇市再生工房事業実施要綱」、「那覇市再生工房事業実施要領」施行
2013年(平成25年)	5月		「那覇市アシスト収集実施要領」、「那覇市アシスト収集(粗大)実施要領」、「那覇市アシスト収集(一時多量)実施要領」制定(平成25年5月14日クリーン推進課長決裁)
2013年(平成25年)	9月		那覇市一般廃棄物収集運搬許可取消処分
2013年(平成25年)	9月		E V自動車A C 200V充電タワーをエコマール那覇リサイクル棟敷地内に設置
2013年(平成25年)	9月		「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理手数料免除取扱要領」制定(H25. 4. 1施行)
2013年(平成25年)	9月		エコマール那覇プラザ棟粗大ごみ再生工房事業(家具等の販売開始)
2013年(平成25年)	12月		「那覇市霊園条例」(平成25年那覇市条例第51号)公布(「那覇市霊園条例」(昭和47年那覇市条例第51号)の全部改正)(H26. 4. 1施行)。那覇市識名霊園付属納骨堂条例(1957年那覇市条例第16号)廃止
2013年(平成25年)	12月		「那覇市霊園条例施行規則」(平成25年那覇市規則第86号)公布(「那覇市霊園条例施行規則」(昭和47年那覇市規則第47号)の全部改正)

		(H26. 4. 1施行)。那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則(1957年那覇市規則第18号)廃止
2014年 (平成26年)	1月	那覇市シルバー人材センターへ余剰パッカー車を3台譲渡
2014年 (平成26年)	2月	微小粒子状物質(PM2. 5)測定機を大気測定局那覇局に設置
2014年 (平成26年)	3月	「環境の杜ふれあい公園」都市計画決定(南風原町)
2014年 (平成26年)	3月	「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理手数料免除取扱要領」廃止
2014年 (平成26年)	4月	クリーン推進課の庶務グループと環境施設グループを統合し「管理グループ」へ変更
2014年 (平成26年)	4月	「那覇市の環境」発行事務が環境保全課から環境政策課へ移管される
2014年 (平成26年)	4月	「資源化物収集運搬禁止行為指導事業」の実施 「資源化物収集運搬禁止行為指導員」をクリーン推進課へ配置(非常勤職員として警察OB2名採用)
2014年 (平成26年)	4月	「那覇市資源化物拠点回収事業奨励金交付要綱」施行
2014年 (平成26年)	4月	事業系不燃ごみの区分適正化 (陶器くず→受入禁止、金属キャップ→資源化物へ変更)
2014年 (平成26年)	4月	「環境の杜ふれあい公園」事業認可(那覇市・南風原町環境施設組合)
2014年 (平成26年)	4月	「那覇市霊園条例」(昭和47年那覇市条例第51号)、「同条例施行規則」(昭和47年那覇市規則第47号)廃止
2014年 (平成26年)	4月	「那覇市識名霊園付属納骨堂条例」(昭和32年那覇市条例第16号)廃止
2014年 (平成26年)	4月	「那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則」(昭和32年那覇市規則第18号)廃止
2014年 (平成26年)	6月	「那覇市識名霊園北納骨堂」跡地にて「那覇市民共同墓」、「識名霊園管理事務所」供用開始
2014年 (平成26年)	6月	「土壌汚染対策法」に係る県内初の区域指定
2014年 (平成26年)	6月	「第2次那覇市環境基本計画」について、那覇市議会6月定例会への付議・議決、策定
2014年 (平成26年)	6月	第一回那覇「環境絵日記」コンテスト開催(以後毎年開催)
2014年 (平成26年)	6月	那覇市シルバー人材センターへパッカー車を贈与
2014年 (平成26年)	7月	「第2次那覇市環境基本計画」策定
2014年 (平成26年)		「資源化物持ち去り防止拠点回収事業」開始
2014年 (平成26年)		「合併処理浄化槽設置補助金制度」廃止
2014年 (平成26年)		「太陽光発電システム設置補助」廃止
2015年 (平成27年)	3月	「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」と「那覇市地域新エネルギービジョン」を統合し「那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定
2015年 (平成27年)	3月	「那覇市環境基本計画策定委員会規程」廃止
2015年 (平成27年)	4月	那覇市アシスト収集実施要領(平成27年4月17日クリーン推進課長決裁)施行。平成25年5月制定「那覇市アシスト収集実施要領」、「那覇市アシスト収集(粗大)実施要領」、「那覇市アシスト収集(一時多量)実施要領」廃止
2015年 (平成27年)	4月	「那覇市那覇市住宅用省エネ設備補助金交付要綱」施行
2015年 (平成27年)	5月	那覇空港周辺騒音対策区域(第1種区域)追加指定
2015年 (平成27年)	6月	「那覇市資源化物収集運搬禁止行為指導等実施要綱」施行
2015年 (平成27年)	7月	「ハブ対策事業」、「そ族昆虫駆除対策事業」を「ハブ・衛生害虫等対

		策事業」として統合し、外部委託を実施
2015年（平成27年）	7月	環境保全課に「那覇空港周辺住宅防音工事補助」のため「住宅防音グループ」設置
2015年（平成27年）	7月	那覇エコアイランドの埋立期間を平成43年度まで伸長（那覇市・南風原町環境施設組合）
2015年（平成27年）	10月	粟国村から排出された「燃やすごみ」の処理受入開始（那覇市・南風原町環境施設組合）
2015年（平成27年）	11月	「那覇市・南風原町環境施設組合還元施設基金条例」（平成27年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）公布
2015年（平成27年）	11月	「那覇市識名霊園内施設使用許可未更新に係る事務処理及び焼骨等の取扱基準」（平成27年11月26日環境部長決裁）制定（H30.4.1施行）
2015年（平成27年）	11月	資源化物収集運搬禁止行為で初の過料処分実施
2016年（平成28年）	4月	適正処理困難物のうち、スプリング入りマットレス及びソファの収集運搬及び処理を開始、適正処理困難物処理手数料設定（クリーン推進課）
2016年（平成28年）	8月	一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協議スタート（浦添市他5団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
2016年（平成28年）	12月	資源化物収集運搬禁止行為の過料処分者への滞納処分（タイヤロック）を実施
2016年（平成28年）		汚染井戸周辺地区調査開始
2017年（平成29年）	1月	「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」締結（浦添市他5団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
2017年（平成29年）	2月	地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」を宣言する
2017年（平成29年）	4月	ISO14001国際規格の2015年版に対応した「環境管理要綱」を制定し、新たな環境マネジメントシステムの運用を開始
2017年（平成29年）	4月	「那覇市公害対策協議会規程」（1972年那覇市訓令第4号）廃止
2017年（平成29年）	7月	市内に生息する特定の飼い主のいない猫を対象とした、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業」を開始
2018年（平成30年）	1月	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を改正し、過料上限額を5万円に引き上げた
2018年（平成30年）	3月	那覇市指定ごみ袋中（取っ手付き）販売開始
2018年（平成30年）	4月	「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」締結（3団体追加、全8団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
2018年（平成30年）	10月	「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の認定事業者であるリオネットジャパン株式会社と協定を締結。使用済み小型家電の宅配便回収開始
2019年（平成31年）	1月	発火トラブル防止のため、燃やさないごみから小型家電を手選別し、充電式電池の手作業除去を行う
2019年（平成31年）	3月	「第2次那覇市環境基本計画」中間見直しについて、那覇市議会2月定例会への付議・議決
2019年（平成31年）	4月	環境保全課「住宅防音グループ」が「大気・騒音グループ」に統合
2019年（平成31年）	4月	省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に関する事務が管財課から環境政策課へ移管される
2019年（令和元年）	7月	「一般廃棄物処理施設変更届書」を沖縄県に提出 （旧最終処分場から出てくる浸出水の処理方法について「浸出水処理施

			設にて処理後河川へ放流する」から「直接下水道へ放流する」へ変更)
2020年 (令和 2年)	3月		「第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定
2020年 (令和 2年)	3月		那覇市指定ごみ袋大・小(取っ手付き)販売開始
2020年 (令和 2年)	3月		事業系資源化物(缶類・ビン類・ペットボトル)の排出区分及び処理方法の適正化
2020年 (令和 2年)	6月		年契業務が法制契約課に移管することに伴い、管財課から環境政策課へ「グリーン購入法」事務が移管され、環境政策課版「那覇市グリーン購入指針」策定
2021年 (令和 3年)	3月		「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例」(令和3年那覇市条例第1号)、「那覇市動物の愛護及び管理に関する規則」(令和3年那覇市規則第7号)制定(R3.6.1施行)。「那覇市飼い犬条例」(昭和49年那覇市条例第1号)、「那覇市飼い犬条例施行規則」(昭和49年那覇市規則第7号)、「那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則」(平成24年那覇市規則第65号)廃止
2021年 (令和 3年)	3月		エコマールプラザ棟内啓発推進事業終了
2021年 (令和 3年)	4月		廃棄物対策課を廃止し環境政策課へ統合。企画・ISOグループと地球温暖化対策推進グループを廃止し「温暖化対策グループ」へ変更
2021年 (令和 3年)	4月		「那覇市エコオフィス計画」(第5期実行計画)策定
2021年 (令和 3年)	6月		ISO14001国際規格認証返上
2021年 (令和 3年)	6月		「那覇市識名霊園南納骨堂」老朽化に伴い閉鎖
2021年 (令和 3年)	7月		環境の杜ふれあい公園 開園
2021年 (令和 3年)	12月		持ち込みごみの事前受付制開始
2022年 (令和 4年)	3月		那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業終了
2022年 (令和 4年)	3月		雨水施設等設置費補助金交付事業終了
2022年 (令和 4年)	9月		「那覇市地域防災計画(令和2年5月)」及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の災害廃棄物処理について補完する役割を果たすものとして「那覇市災害廃棄物処理計画」を策定
2022年 (令和 4年)	10月		那覇市識名霊園南納骨堂閉鎖に伴い、「那覇市霊園条例」及び「那覇市霊園条例施行規則」の一部を改正
2022年 (令和 4年)	10月		環境ISOの取り組みに代わる新たな「環境管理」を構築

